甲陽軍鑑辨疑序

余適南窓容膝已至曲肱書林童子呼一兩聲忽鹿千枕聽之進曰有書有書呈之徐見之者題曰甲陽軍鑑辨疑我聞甲陽軍鑑者所以述武田信玄之一生涯往往鼓舞其軍慮戰功也然矣為其書也邪溪正浅虚多實少有剌說有脫事今行于世幾許星霜哉是以人不分眞偽有茫然一任于此者有雖見疑發疑不能辨之者有半疑半信棄亦不能而漂流於書中者有說得一知十自傲者共醉如泥嗟呼誰得甲嶽見明月指揮如斧雲于茲有隱士輩鶻衆惑彼書而筆此三篇指斥窓下隱士之門第子所與童子也樹是篇永存後世君子逸拾之人拂逐雲見眞月粤龍飛丙戌春上元日

垂羽軒潛鱗依商童之需序

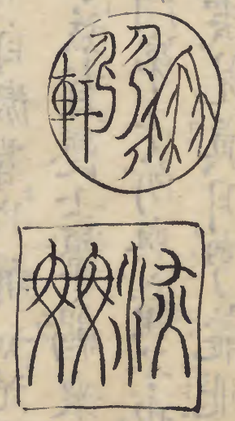

甲陽軍鑑辨疑上目録

一甲陽軍鑑大意之辨
一軍鑑異本多而難辨邪正事付軍鑑撰者不高坂事
一本書柳楊糜貶為本記事
一閱軍鑑者惑柳揚之筆力失本意事
一楢無之鎧誤傳來事付楢無濫觴之事跡部上野及事
一松永彈正之行狀并戰死相違之事
一信玄生涯卷城不解逢敵謂不退詐之事
一四將論之卷別傳有之事
一信玄謂譽右大將家謬之事
一本書信州安國寺合戰脫漏之付評說之事
一同上田原合戰落脫之事

一山本勘助於八幡宮評大内家年月違背之事
一長尾与村上爭信州事付本書謬之事
一天文十六年戦板垣与額岩寺事付此戦有不審事
一信州塚摩郡合戦落脱之事
上之目録終

蕗原拾葉巻之八十七

信濃　中村元恒編
男　元起校

甲陽軍鑑辨疑

論本書之大意

凡甲陽軍鑑之物書多くは高坂弾正の自記なりと云ふ
の実説なり〻〻世流布せしかども何ぐれも
て解〻〻〻〻記録あるとは云ふ事
戦記記もなるものなれども
中特に勘捨もなしなり
先に係者多き故に倉科より
解〻〻〻〻

決書類如多くして 然るに世実なるあり名あり明陽
事繁にして紀すべきこと以て文の簡減者なく 四陽雖しも記し
まさに斯のごとくなる間を何を以て真実乃つあ陽ふを
せんや 儒者戸石の戦公 大陽実は行と戦ある
書かう由る戦をるけう 然れあり 夢の中に書浪初廉
の世を小説なるあり 一方にてその義別あるものなき
類ろう合考して可知事なるは古考なる 斬あハ
けう是後人自ら乃不及乃 智をもて妄りに 説をなし
割え弱しく本書に雑えるは世に云ひつて
不記事 或事ハ事の繁多なるを以て若と思えり 浅
知男の為に 幾ら 一初のごとく 亟なる間 何世の玄
の書なる事 或事 実は此なるを 亦世 者を

れ 後人の偽り編るとの時人の自記かけるとい
後人 知文編輯の人 及 多のふに 惑 一 家人 黄色
概ねに等しく記事也
此事 解 九より 第十六 信玄 涯の戦記なり
以 戦 戦の身の石のこ者 多 間 戦 又戦
記する事は 詞の弱 世生 他の話 雑 記 放
言 長 弱 記 ハ 人の話 ハ 雑
調 戦の場 記 ハ 少 戸石川中島上田
の戦 戦 戦

ことのハ何ぞや亦氏ぞ言伝家蹟沿長恢ま遺訓
ゆ外あれハ彼当ゆ親り見聞ゆ以て書ゆ記ハ
抑揚與奪何の為ぞや唯実を以て記ゆ本意とす
きゆの也相北ゆ陽久ゆ自記ゆ為ハの紀ゆ
書なり亦ゆ戦事ゆ知ゆ日ゆ月ゆ年ゆ
戦法ゆ学ぶゆのみ亦ゆ旅ゆ屋法ゆ出ゆ初戦ゆ為ハ
の概ゆ無奪ゆ中ゆ志偏ゆ奇ゆ秘ゆ也
撰者陽久氏ゆ如ゆ主ゆ意ゆ記ゆ中ゆ悔ハの為ゆ
嘲ゆ戦闘ゆ歴代の遺習ゆ戦ゆの器ゆ
以ゆ謂戦ゆ日ゆの也ゆ我ゆ為ゆ後来実ゆ
信ゆ乃戦事ゆ知ゆ為ゆ者ゆ記ゆ中ゆ諸の遺習ゆ
也ゆ忘ゆ中ゆ為ゆ戦ゆ記ゆ戦事の習ゆ諸ゆハ

実ゆ時ゆ戦知ゆ也
抑書ゆ抑揚褒貶ゆ表ゆ中ゆ時ゆ抑揚褒貶ゆ中ゆ書ゆ
抑従無奪ゆ外ゆ中ゆ時ハ抑揚褒貶ゆ中ゆ書ゆ
事ゆ則北ゆの大ゆ為ゆ中ゆ指ゆ誰ゆ中ゆ讀者ゆ
為ゆ事ゆ知ゆ以ゆ是ゆ為ゆ意ゆ実ゆ信ゆ者ゆ為ゆ
見ゆ人ゆ中ゆ為ゆの事ゆ力ゆ自ゆの及ゆ為ゆ能ゆ
中ゆ感ゆ中ゆ為ゆ為ゆ実ゆ為ゆ者ハ歴代ゆ沿ゆ
人ゆ為ゆ良ゆ為ゆ中ゆ邪ゆ為ゆ為ゆ
警ゆ抑ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ
事ゆ抑ゆの為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ
亳厘千里咫尺ゆ違ゆ無ゆし法ゆ為ゆ無ゆし
以ゆ実ゆ実ゆ為ゆ抑ゆ為ゆ抑軍ゆ為ゆ抑褒ゆ為ゆ
以ゆ褒ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ

を以て主とせん人稽無きを以て偽をせんへの斯ぬき時者
主偽無実て来たる無このゝ偽を以て
考へ出八を明らかに生知を以て学知を
知者多ゝ而て主偽を〜〜〜

不詳家格等之事あり 軍記物語等に拠て世系の事
強るに頼義より義家迄の
二代を限りとす 故に八幡
重代の鎧をかく八人の男子に
嫡子なるべしと一領を譲り
めり 八幡太郎朝方大なる
故に親子九人なる事なれ
両方なく為義父子四人
義朝に伝る以前為義より
全備せるものあり 然後平治
後に東国に赴きまへる
祝宴に指出せる伊豆乃信
傳ふと云へり 北条氏原乃年記に義朝又武四記に云此時平頼盛
義伝得之生捕孫成新右衛門武田信光小伝之とそのせ
あり 扨義朝より源家の嫡流義家乃嫡孫なる
の甲冑を傳る処炳然なり 武田々義光より代乃後胤
古来信義を見る 武田と号せしより生系連綿なる別なり
豆義家より義朝迄 武田信光乃
武田源之氏 生誕乃
なる者 踏部上野介
家を去て
隆盛か募り
後年信昌を起
元を是 信昌と力戦
代の重宝なるべし
巨職豆 免る事を得へ

遂に矢を放つことを例とし得たりしと
云ふ説あるは何ぞ楯を写せる別の物なるべきの理
なしの事考の末に出で下巻に我が家に伝へたる
さるものの　讃岐に云ふ道長公の御所持の物なり楯は
信長の時代の宝物なりと云ふ説あり　楯は
射さしめたりしと云へども実は碎けて通ずる事
なし　秘して和泉宝とすと云ふ其形也損せるもの世に
いふ大徳信長に云ふ佛胴のたぐひなり肩衣に鳩の
旧記にのせたる形なり第一後人推して氏房に設るあるもの
楯なり

案に朝倉に上古より中興以来手長鳴を用ゆ
るの事有旗にあるを変ずるの軍鑑より伝留る
所旗の図に出づる所義あり　先家に上る家の九を出し
中に一文字を記す下に花菱を出せり是乃信長の
大躍みなり　所旗の損ありしを上古手長
旗ありしへども信長持しなるを知て先製を

模なりと知の事有桃を写せるもの宮の
按ずるに永隆正久考に三好の部に天正五年十月十日
以降国志貴の陣に初めて滅亡せり伝ふる所井伊家
人の孫男が伝へたるなり本当に永禄十三年滅亡す
と云ふ是古来の義なる如別所ありて正七壬申義絶云ふ
共に長慶が　信長に亡きものなりて正七年の死亡
なる事　因記に明なり　独る上杉書家無に高坂家蔵
の自記に曰く　天正三年壬寅六月
日高坂弾正記之と云ふ可見杉原の死亡の事後撰出せるもの
日月三年の後なり高坂神人に拉して三年の前久考に義絶と
行状に記せる事後得多くの人や己を拉て
軍鑑に後人の修撰せるものなり　聞説らく古尺集に

建長六年の夏五月則貫之朝臣忠岑等の撰[illegible]延喜七年
奉行者乃歌合の事二首抄集の所[illegible]判定[illegible]
抄る所[illegible]松永の戦死三年の前撰[illegible]
歌[illegible]
本書分卷[illegible]信玄法師[illegible]
[illegible]軍[illegible]
[illegible]
[illegible]

本書カシより次六ヶ条〳〵利鈍強弱の巳を論し号して
命期乃巻〳〵と云へり抜〳〵巳の下み皆巳の字成無り
巳四將論ゝ巻み秘決者無〳〵云〳〵
或記ヶ云く利將成論〳〵去る成效〳〵川中島の
戰像成形り強勇巳和〳〵川〳〵長篠の敗之を覆
もんとゝ成ゝ泥ゝ利ヶ尉〳〵弱ゝ強み無〳〵巳の貨
也論ゝ〳〵り実ヶ巻上幕府より下恒卒ヶ乃ゝ
亀鑑ゝ成ゝ小巳ヶ巳ヶ〳〵云〳〵
信玄武時原隼人佐〳〵〳〵鎌倉ヶ〳〵〳〵隼人佐ヶ〳〵〳〵
ヶ〳〵云彼上地上ヶ乃ゝ根巳ヶ〳〵〳〵慇懃乃為弟〳〵自余
み異なる巳を出く信玄ゝ〳〵ヶ和歌〳〵調て云往昔
頼朝卿万機を〳〵〳〵四海を採梁ヶ〳〵り〳〵年ゝ
西国寺時教乃遺風成止〳〵今〳〵第九を分〳〵ゝ〳〵ゝ
神〳〵〳〵〳〵〳〵隼人を〳〵〳〵弾み和歌〳〵〳〵〳〵〳〵

より世〻四海は極楽となる所なり武家の格式律例是
より起るなり故に武家今の如く右大将
家成言家なる処なり嘗て武衡の君臣の義を以て
恭敬せるを伝聞る後人武衡を賞せる事なれば
以ての外の高恩を其行状を尋ねる成に
東国久〻山林を鄙し捨後世を以てあり（中略）
（源成則の事源平盛衰記に詳なり）
頼朝卿の行跡
に〻かゝる事明らかなり大抵古今
の息知の絶る成を以て是を思ふに太平の後宮
貞心にして許容なり〻中〻文芸重み無後なる
也史なり武衡の寵愛なる地の前成仲見高綱は既に
即是所に是を思ひ牧地親宗に命じて高綱を宅成破却

頼朝卿を高綱成是を不忍の二あり寿永
二年源口みなもと忠知乃高綱成誅せる事三ヶ月四年
新勅命〻清水冠者成討あるも御意に服せざる恐慎し
惜の余り〻生捕を冠者成逆賊なる事四ヶ月
放逐ふ〻皆悉人の〻其上なる追討の功も是れ新参
なる〻新勅の所なる所石橋の仇戦功あり豊田中郎
や擬若丸成新勅なる高なる事迄て金後人の為よられ
ず強て〻いへも新勅也不数なる高なる成世者武家乃
出来る意〻皆以家乃奴僕の〻なり〻成頼朝公也逆
罪成なし〻〻なり公家武家なる高なる成頼朝公也逆
を家生家なみ百倍なる事〻彼卿は起業なるよりなる
何て一の青也以〻大徳成掩なんや

凡源澤平瀬大門峠乃戦ひ久寿二年より七年に至る源
大合戦と載せり抑此其比平家
大門峠の戦ひ信州佐久郡安国寺合戦成満し
ぬ其年九月九日なり養和元年親り
更少なるに初めて源氏戦を出満せるにんや撰者
古書を考へるに三ヶ所乃戦と志るせるとの也是亦後の自記
なるべし後人の仮名記なり抑此戦伊豆米谷
抑和尋乃集会一種なる本書に三ヶ所の大合戦也し
話せり故に綱の城石記に文治へしと説有
如是なる一記の但しを年号に甲陽軍鑑と記せるもの
書に此一戦を加へる也いつれ編入甲陽軍鑑偽解本の新
最説の名を知る無し又此戦なる成此戦
世に云ふ時に平清の戦ひ義経手本の将六人兵数二千有余
なり此安国寺一戦を敵強く罪を及ぶ何て小戦と云
や夫のごとく何れ如書小三度の戦と志るせるに云ふ後人乃
書なる本久中に加へて古書より省き如くに本出の戦の
後源氏に限る無の流れ此一戦を加ふる別の後源を知
情緒して云ふ先人の通説獲了後源無えんや後人乃
源を思知る情なり
撰せるなり 源武鑑に云天文十五年十二月十日関東へ
使節三光坊仙主橋正今日源へ西観寺陣へ出発し
形り言上せる不二の中今月十日信州上原に初めて戦ひ
敵五千余に時信二千也此く利を得るの由ふりを云ふ知出す
こゝに須記さるこゝ又廃欠せるこの考証

天文十六年二月十日陸信山本勘介陸奥守殺害し八幡宮の
社殿を焼く軍事に関係し時に勘介大内大貳
義隆と家臣陶尾張守晴賢と軍議して信玄
を誅殺せんと云へり考るに大内義隆と陶尾張守の為に
深川の大寧寺に自殺したるは文二十年九月朔日なり本
年盛り陸奥大内家滅亡の事なれば信玄は陸奥
時日は天文十六年二月十五日なり道鬼道鬼自ら得共
五年以後義隆滅亡せるを聞くに信玄は遠国なれば
もや是を聞き後人の偽撰なる知明なるべし也斯の偽
書は幻々こまもせば徒に風の和漢朗詠を飾る虎
なるべし

武田真田弾正長尾村上両家の概を判して校訂の仮留

岳郎 山田信中等は謂て曰頃ろ長尾村上の両家会盟を信
ずべしと義清年来所生の神宮の中一部系図を録し八色和歌
半城傳へ以て一決せんと欲す義清の勢強大なるに
調査し拙ろ所ろ義清の勢強大なるに
なるも以て一体を設ること時に国信と軍議の
寸如若文書繁多なり村上義国中興の祖
故の氏部名を記さるも以て知るべし
親負て院の氏部名を記さるも以て知るべし
勢強なるに義清の勢強なるに共系図の威
勢強なるに義清の勢強なるに共系図の威
実の親の中興の祖として共系図和歌の勢を抱らせ和国の中興
なるべし然るに義清の勢を抱らせ和国の中興
已来の物語の地方人民傾倒する事なり大阪冬の陣

初度一時信玄に勝ひ男色なる者法を禁ぜ行ふ事
を用ひ給ふの結ひに景虎豊晴信おのく桃園なる城得
あらんや是又の柿揚ふしての家一雅紀不和り事盤の
書ある故く世を乱り條を滅しる知る事一弟の系統
を馬の性蔑ける事勝信を不遠とそハ系統を揚震を
知り後文の村上と系統一邑城事て同る決せすやし
いふを是彼を賊抑をるの白なり生を義清と系統を
一邑城事て系統を義清を伐を事能ハ山城州て
を初のを一流や大を於てやや勝信を國城事て義
清城遠討を知る村を系統の与矣外を時信み對面す
るハ別ありをいへを実を彼を角無紀を以を事城知ら
ぬ人と第度を柿揚一一話を知なり系統の与前実で

義清み新を人生院世以く知る外なりをの人を義好法師を出
み云のを一一師紀虚説を知を紀を世を第紀を信を世の隔を
み阻一一を信を知る人を紀を世を信み正説を知るをいり法師
のを世を義盤を認をを一一世を皆義清事て細河の一邑を
頃一来る一を人り村上義清の中小邑を伐を事
を院撰明白なり傳を人を甲陽軍盤を全く此事を
伐を人を世を知る者希見る一一事盤を斯の事を事を
世を事盤を伐く
世を事盤を伐く
世を事盤を伐く

天文十六年二月廿四日板垣と額出寺に対陣の時信形方
十騎の兵を以て大将見へ[illegible]時に荻原を[illegible]
[illegible]中に[illegible]と云へども信形
是城中に[illegible]荻原城を悪口し是城際に[illegible]
[illegible]に荻原信形城諫[illegible]知[illegible]悪口せしまて[illegible]
なしに両家あり去る天文四年九月信形大将として信長
[illegible]尾の掛[illegible]後四せ[illegible]時信形敵の謀計[illegible]せしして誘
[illegible]城追[illegible]へ[illegible]時荻原九郎兵衛尉[illegible]
[illegible]こと[illegible]大将信形城を[illegible]
[illegible]せ[illegible]両人を悪口し[illegible]
信形[illegible]辱[illegible]
[illegible]せ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

えん如は浜り後迄と尺人(あり)後朱の時迄現後若九年の後
時あるを碎く中信濃迄弁出たる事なり軍盛ハ往て出花
年繋多かりいま此所信形迄体しハ他人なり萩原ふ何ふ
さんハ其人の名を隠し〳〵不出あり萩原ふ後人ハ嘲時せ出
云実ふなえり於く撰若乃設花たる如なる無ふんハ萩原人
の不首ふ〳〵千歳の遺恨あるべん
天文十七年二月晴信京荒小縣郡海野田年八月晴信川
中島出陣ふの月に市一戦成ふ屋敷一人七月
十九日信州塩尻郡塩尻峠一戦ふあり此ハ云ふ伊奈水谷
松本ふ乃集合なり晴信勝て是ハ降ふ八百七十三級
ふ云〳〵抜ふに此書始より見ふ〳〵書漏ふ事於て云ふ
なり京坂自記ふ及ふ何て乃ふなるべんや此戦も南ふ

近世本書年譜ふ載ふ乃ふとの多く中年前ふ撰〳〵考へし
但此戦ひ所の不家なるべ此ハ晴〳〵是現異ふ軍盛中に
戦ふ抜せ此ふ中ふ許多ふ〳〵書ふ不ふ〳〵人ふ此ふ
書〳〵〳〵軍盛乃ふ信濃弁信人の恩現破せんせ
ふ戦ハ〳〵世ふ風ふ此ふ現用ふ此ふの也

甲陽軍鑑辨疑巻之上終

甲陽軍鑑辨疑中之目録

一長尾景虎之系連不捉原景時傳之事
一上杉武田會信州筑摩川誤之事 付河中嶋非村名事
一河中島合戦年月相違多事 付謙信感書之事
一武州松山責之事 付城主謂上杉五郎朝定詐之事
一本書武州河越合戦以両度記時誤之事 付北條河越
一合戦物語作成之事
一謙信上州攻和田城事 付横田十郎兵衛尉事 并後人過其傳事
一信玄神原高國寺合戦之事 付激水奪旗評之事
一将軍義昭卿高坂之没後号霊陽院事
一上野中務松原道入両使之詐事
一信長任右大臣年月誤本書事

一信玄遺言詐之事 石水寺物語有秘傳事
一軍法之巻異本多事 付下巻之説并孫子旗相違之事
一武田家故實軍鑑相違之事
一板垣弥次郎之最後義々有相違事
一信玄被免随落僧之罪事 付奉弑希菴和尚事
一信玄逝去謂可秘三年遺言詐之事
一荻田主馬助之事

甲陽軍鑑辨疑巻之中

永禄元年上杉武田乃両家盟約成該〻〻信玄川中
今川氏干時両家互ニ出家連乃首尾編〻〻事破たり
上杉自ら称〻〻云く古家々桓原平三景時の後胤なりと
号と云〻軍鑑の説大ニ誤まり長尾氏ハ桓武天皇乃後
胤なり〻〻と京時の僧ニ相定ル村宗忠通の三男弾倉冠
京村の孫 同次郎 京江長尾と号せ〻〻子孫代〻弾倉乃
御伝ニ仕元亨乃干時元亨三年小余乃家財滅没の後長
尾氏 氏族時行ニ属〻〻大事戦死ス氏後家氏公弾倉
ハ元亨〻上杉九近衛盛孫明四兵庫頭藤原忠ニ以て長尾也
徒り是時ニ被氏族絶せんとするの故なるべし乃弾信

の遠祖なり 梶原氏は、村岡太郎の二男梶太夫景末の孫なり
如此なる因縁自ら家系を称せるよ及び諏信伝て吾妻
梶原景時の後流なりと謂へんに撰者こを記初め妄りに
記せる事なり 抑せるに彼系附なりに及て童蒙乃務よ
ものなし忌憚なくこれを撰者使之として生系
連乃近記より誤り多し梶原と号せ
見へ多り 可哭児戯の諍論のもと孫なり実よ諏信系統
遠孫なり共信云ふ所の梶原なん所不知 然時方なる乃
何を知て何の言ひ詞の論せん況んや彼を植武の後胤なり
是を落和の氏族なり 何の故なりへやこれを撰者長
尾氏なる後人記せんと欲せば長尾氏代々家伝の老臣
我々将軍乃氏族と称せハ可なりんの撰者なき故志を須

妄事を記せるもの也 長尾世上杖の長臣なる事を知るハ
豈なるを我々へ撰者実よ不知よ諏信の父古房乃事を
以て信究を対事記せる事加之は粗見へ多り
抑軍鑑の武田源氏乃棟梁の如くみ
記し又武家遠り他の塵下よ侍ハ之の事を載せり
古是又大なる誤又なり 往昔右大将家の代なる一條次郎
忠頼なる甲斐源氏乃棟梁なり 中後武田遠又也
以て武田を以て情陸なせり見るべし中興祖世
なり 実東国官位家なる此為なる甲斐源氏武田を始
の風俗の事なり 永享の大乱以後の事なり日前
如形なるもし 當よ接なるへし 大将国なる於て武田

一人管領の處わるに為ゆえ年わかんべし強る所ち謙信
の先祖管領家なる故なるべしと信玄早速とて屋敷
取ひろげ〳〵古人不得や小知自私分彼を滅却を貴と
云へり撰者乃僻案と知る爲知なり
凡上杉武田の合戦 荒川を爲堀なるべし年〳〵実説〳〵
雖知慶なり 日蓮聖人ち荒川 信州の國中河流出なる
事 彼陸奥の阿武隈川を因〳〵拠るを如書荒川
とうろう記〳〵〳〵村ち戦載せ分軍鑑を法〳〵形式をみし
とり〳〵と世み荒川を川狩前〳〵何と云年戦不知是此出
の意説なり 而間永禄四年 河中島の一戦と号せる又彼
是文 河中島〳〵いつち四郎戦指〳〵云所なり中〳〵
分なり邑なり里なり村なり彼是のせ弱傍ある年戦矣

せ〳〵〳〵と性世る川中島と号せるなりと思える故多
〳〵武義北〳〵村号戦知〳〵〳〵るのなり〳〵是也軍鑑
也既ふ第の如既諦恵せふ〳〵〳〵〳〵〳〵戦恰ふ分奇久戦
視〳〵〳〵疑戦不止彼我ち〳〵〳〵是彼戦記〳〵〳〵
謙ち年 亦賜このそしへや
永禄四年九月 河中島一戦軍鑑ち十日と載之又謙信
ある九日といへり是ち杉原拠法とい若何ち命津勢話
也著〳〳 設上杉家乃老臣杉原常陸乃親憲の一族也 〳〳巷尾
上杉武田乃両雄義年数多ある〳〳中謙信時信
直戦〳〳年〳〳天文廿三年八月十八日あり 〳〳後弘治元年三月
廿五日の夜戦あり乃上杉家の将士謙信より場いる処
第出数回年月詳ち〳〳〳

永禄四年九月十日の戦に院方にて又
か三年六月十日謙信信玄法師上杉[illegible]
[illegible]戦[illegible]一戦頗る静謐の仏あり所謂天章
弘治二年三月十日乃戦を[illegible]盤のせに[illegible]
[illegible]
[illegible]
上杉家[illegible]九月十日松本大学[illegible]
[illegible]十日[illegible]其感書大[illegible]弘記[illegible]
[illegible]
[illegible]
院殿[illegible]乃紀州の大守
西相[illegible]
永禄四年三月上杉五郎胡[illegible]武州松山の陣
[illegible]武田北条両家[illegible]三千乃兵[illegible]

軍鑑乃語ふり又上杉朝宗[illegible]文十五年七月廿日同国河越
[illegible]戦[illegible]謂古河左典厩[illegible]上杉憲政及朝宗小弟
[illegible]戦[illegible]信玄[illegible]松山城[illegible]永禄五年也朝廷
設後十五年[illegible]彼西[illegible]再[illegible]戦[illegible]朝宗[illegible]
上杉朝宗の子也[illegible]
[illegible]
[illegible]

又武蔵両上杉と武州加須城を攻め給ふ天文十五年七月廿日なり（或説四月廿四日とも云へり又両説共に誤也）本より此戦白旗を立てり其時武田信玄（勝頼の父）北条氏康両方の婿なり扨又我とも為れ為れ〜〜左典厩時武田信玄（勝頼の父）北条氏康両方の婿なり

管領上杉憲政日朝聖人の弟子日〜〜河越の戦〜〜遠〜〜北条為め敗走せられたり所謂上杉朝定北条氏康河越の戦て北条の為め朝定打死又為めなりて天文十年七月十四夜なり（世説武蔵別河越城にして朝定の居城なり或説に朝定自害せしと云へり）強る所なる一時と記せて誤也て誤説なり

扨〜又日記抄に上杉武州加須の西里と戦ふ両軍のうちの為数繁〜して又天文十年七月十日河越の三本松合戦上杉九郎北条氏康乃為め戦死なり日蓮聖人上杉朝定と北条氏康河越の陣の戦〜上杉敗走せり日蓮聖人

同年十月廿七日同十三年四月廿日夜義同十五年七月廿日辻切斬り上杉斬

是書き小笠記せるなり強る所なる事なり北条新城攻〜〜

為の居城〜〜是現計る乃事城後なるなり上杉なり

永禄九年七月諏信上州和田城攻め男陽乃平将板田十郎左衛門因守〜〜自撃放川鉄砲玉烈〜〜の上〜〜信諏信国を解〜退散せと云ふ九年鑓の戦る処時日詳記の戦法なり

（戸石地蔵峠 松山 上杉 山田原 浅間 和田等なり）

京坂自記せるの及〜〜九人で戦日の分明なるなる事なり後人偽撰せるなり時日のなる偽

間違多〜撰然覚悟せるなる乃妖怪〜〜設〜〜癖義とする

とん〜なり（結城合戦の中なり）弓忌義後々の人中側は歌して日出如切れて

見へ出せと云〜案せるなる事〜〜書〜〜案せるなる時なる或なる嘉文

為より或なる西国乃臨陽なる偽〜〜爛減せるの類なりと云

而滴乃漏習ふまいはゝ尾張の為に敗北(ハイボク)侵(シン)攻(コウ)の禍亡(ボウ)ぜんとす
ゝ班(ハン)ゝとして宮(ミヤ)る処(ところ)あり無(なし)ゝ奈何(いかん)ぞ是(これ)を[illegible]する処
或(あるい)は日月(ゝ)の[illegible]廢(はい)ぜんとす[illegible]
撰者其(その)明(めい)徴(ちょう)を覆(おほ)へん[illegible]
る事(こと)の形(けい)の悪(あく)を信(しん)用(よう)し旦(たん)横田(よこた)の鉄砲(てっぽう)の奇術(きじつ)
判(はん)[illegible]く稽(けい)の[illegible]
[illegible]
[illegible]
事(こと)仕(つかまつ)り文(ぶん)の[illegible]
る[illegible]代(だい)の史(し)[illegible]
[illegible]
[illegible]

永禄十二年六月百信玄甲斐城進發[illegible]の[illegible]
燒同十七日加彼奈利鳴[illegible]
[illegible]
[illegible]の所の八幡の幡[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
小条[illegible]
千八百[illegible]
[illegible]
所況や甲陽[illegible]
地[illegible]
陽の[illegible]

也矣〻敵を防禦の利なりとて城を築かれ
いくゝの城郭城別を〻所謂る當時の規矩城矣〻激の兵
為め諸城奪也兵城孔子云〻中の大なるあり 孫子云
ナリ紀〻云度なるを射を是を加中の小なるあり 孫子云
碎の策力を暗〻大なる城以て小なる城霞を〻と其前久み
云る武田小条この為め敵を〻を城を〻を城を〻を敵
条何〻なるを〻を當陳の順例を失忘を〻を若豈を戦術の急慎
なるかゝへや急慎なる射を敵を陣を〻を孫子云批亢擣
虚とゝ〻へり本書平家の戦紀を新城潮〻記〻云信州の諸將
命して曰今度時信城頼〻を敵〻を〻を忘郭〻〻
〻〻敗を〻を城陥を〻を城潮を文なり安を〻を城を〻を考へん〻 今是を於て
時信小条城偏〻敵を定を〻るこの又実を當陳の陣城矣〻〻斯

とのこの子条を為〻
元亀二年季秋公方武陽院義昭卿より松京道人尼子新九
郎為侵城〻〻甲陽より到〻〻絶ずして云〻楽を〻を院を〻
没後の賜号なりとゝ共世を道修と称〻〻生前より生城定
もるる是なりとゝ共義照院殿なり 所謂義昭卿を
家長二年八月廿八日を逝去し〻〻を〻を坂武墓ハて正六年より
病死を拉る射を高坂の死を〻を〻へ義昭卿を失なり長院
二十六年なり 武徳豊二十六年前城に〻義昭卿を武院院と
賜号を〻を城初〻へや是高坂を揺出ずるを陳人の語記を
とのなり
天正元年四月七日將軍家義昭公より上洛中務を〻も甲府を
到〻〻もるを〻を城を〻を信長と和陸せ〻もへきの由を知し

かゝる上文を而留る松意尼子の為後甲陽
の書而しるする義昭卿上杉武田織田の忠臣誅討
しめんとの義なりやいかゝ
小令〳〵信長織田追討せしめんと欲するも義昭卿又武田の今
織田武田乃交和成せしめんと欲するも義昭卿なり何を以て
実〳〵何をいく〳〵虚をせんや他を拙る時は比為条を撰出信〳〵
記する処皆無虚なるべし〳〵京和義昭卿信長の当傷成蔑如
しなる成憤りなしく彼成追討をしめんとの説実なり共
信長は秘せんとすれば今彼子風勢成ゆへ〳〵信玄と和睦成る事
を拙て不能義昭卿まさでんい者へ〳〵ふさるこの
拙なるより共信玄諸文成まるを拙てや以前の上意と違背せる
度成言ふとへ知る事能なりとて〳〵信玄の異成変てゆてす也

何の義をや拙るを乎信玄と未すり義る家の上意成関さず義
を成揚てゆく〳〵信長等抵逆徒成誅伐せしめんと欲する処
今亦彼等成省置せしもへきの位ゆく君臣を不及ちんと申へ
きを信長の異成変て路止ろ成中也其上文と違背
ところとの也且武田将軍家の紀〳〵ふ密変ある和て云成歌
せ也ハ将軍孫ハの雅為より及ぶのんを忠れ信玄為られを
緊〳〵唯何とをく彼の異成ゆて之を断る云ハ忠臣の仰ある
を得への得〳〵武の西伏尼千松丸の対〳〵信玄の形れを択
る時る義昭の知成肯さる処明あり何を以て拙をせんや要
く本書より考へ〳〵軍鑑の如き為成御ゆり生傳成信
を〳〵解〳〵雑記而あり
天正元年信長より将軍家へ書を書に右大信と記之考ま

信長右撲対の位にて義昭卿と航執を及ひ義昭卿事敗を
さゝ〻九國の漂泊をるの間信長征夷大將軍城をこゝ所にて共
初許をふゝ〻初陣にて此度の歸京（征夷將軍の名の為）より征夷大將
を望むと云へとも初名へをあるもゝに仍てあり拒る間ち信長
義昭卿へをる出よ必斬戮へや撰者是を亦〻弱慢の記を昇
但と不謂業に信長明み注目伝下なり天正二年三月十八日参内
参議の任〻〻注三位を叙せ四三年中納言後歴せ〻〻權大納言
まをり右近衛大將後に兼ねり同四年十二月注正三位を叙〻〻
同六年内大臣の位に同五年十月注正位を叙〻〻右大臣を任せ
國史の明あり独る所なる天正元年の奉狀の伝右大臣と記せる
支なるへや撰者の誤なるる無〻〻（是天正五年の大臣を任せる伝
長之天正元年の右大臣と出へ記不
以ゆき）且此巻の十二の大正四年 猶正月 京坂記之と別巻庵の載あり

若亦家自ら記を〻信長右大臣を任せる後未弘を勿て記をる
う矣後にをる伝あり（嬉敬の記せる天正四年の伝長の
天正元年四月十日夜信玄病術院の危急を聞て一門并を
諸將後迫る時〻遺例〻〻条〻ゝり中を伝玄自ら謂く
我伝長と戦ひを初る後以〻〻天我者城弱も我死て後
遺伝又伝長と許後実を勿〻〻八三年の日常弱る無〻と云
果〻〻天正六年三月十三日小遺伝逝去〻〻〻り伝玄の後
本領盛〻〻ふ為を城持の〻〻〻のや以年諸を実小無〻し
何と是細ゆく伝玄の伝長を盛〻〻ゆく伝玄の伝長
を知る無〻〻何と是細ゆて諸新を去〻〻是撰出の惑
ゆり後人残〻〻〻〻〻〻〻〻被遊然長坂ち信玄中年来
の病長ゆり御も為〻〻の伝玄後来を養〻〻て国御亡〻〻後

らん機会知るべふ所なき彼男女助重人や性名將と云ふ
後来人心乃ち後嗣を思ひ謝り給ひ上古
本朝に於て兵道の達人なれ共後来秀衡の死後に
叛逆謀を謝るを能はず其中智仁勇智仁勇軍備を
なすもとも後来は多く其名世に聞ゆ邪佞謀
なりん機会知る事なし信長は高く評論を加へ
信長は高く評論を加へ天下を制する術を必ず
なる無しなんと唱へ何様に従ふや自由の放云
といふ無し故に仁義権者の自立を為得無恢復
なすべき將来の子孫は未知なる人物なり
書き後人の知るべき所なり閑者閑者
記せるなる無し紀共知らず出家朝る技能を

如斯無き差違あるべき理い無後人の和為なる無理の
説なり云く世上橋充の書に軍鑑に依り所る要抵この
見とり抜萃せるなりと云へり是誤なり拙者は八所
軍鑑廿十五巻を編纂の初手に尾張に遣かして以て廿十五巻と
せるなり其の巻目せる書に三ケ條試と云より及び廃棄の作
動るべし九一百余の条数是亦無の自記可疑とのなし
抑々雖世に重理を説り惑信の邪説多して信用し難き
との十相以て八つ考見に信用し難し
又坊巷中に信玄川中島の戦より拾遺の旗の
事故載あり其疾如風と謂より不動如山と云より四言
四句を為地に金色にて四方の旗なりと云し業に未書
なり但し陸奥の国の名所なり不謂本文のとく
但し陸奥軍鑑廿十五

天上天下の語故 右四句を加えて旗一本とせるなり天正三年
ゝ有りと云へり是説は甲陽軍鑑に決を仮字なる者ゝ孫子の旗を
模せるなり特閑なるは四句故以て旗を
以ゝ一字ゝ大文字の記せる者なり四方に配せる竪長なり
ゝ製練詰二幅なりて長一丈ばかりなり地なる地は赤地に文字を
白くして輙不動如山と傳る旗なり 御たのふ屋をかけたるあるなり
是故以ゝ老ゝに本書軍鑑及び書物四句抑て一ツ
なる記せる傳なり此句は孫子の但し拾元一本なり故天上
天下の句故語甲ゝ賢ゝ孫ゝ六本なるなり又後人
軍陽故撰せるの時如此の載せるものの書陸奥軍鑑定め後賢の
説故作ゝるの也
本書第七と第十六之巻を所謂る武田の故実故載せる

[illegible]

本書十七卷ハ云ク板垣次郎和四人象潟ニ[illegible]小士神祭リ遂ニ板垣
本師ノ為ニ刺害セラルヽトイヘリ板垣十三上ニ云ク板
垣孫次郎ハ地頭職ノ義ニ於テ上杉ト武田ト[illegible]
ヲ[illegible]ニ[illegible]常其行所不正ノ條今ヲ以テ[illegible]
兵部[illegible]奪ヘリ甲府ノ長禅寺ニ追放セリ次ニ[illegible]
斬罪ニ[illegible]ヲ[illegible]
猥藉[illegible]ヲ[illegible]曲閣ノ甲陽ノ断歴ニ於テ
[illegible]ト称スル云文中ニ[illegible]遠背シテ且行ヲ知ラズ板垣[illegible]
セリ[illegible]実ニ世人ノ[illegible]ニ[illegible]
計ヲ[illegible]次同書ノ中ニ於テ[illegible]
[illegible]代ノ[illegible]ト謂リ[illegible]

日十八老母云 日蓮宗の信者法華
経乃文句〻〻〻

カ〻ル知るべし〻〻これ故に猶又たゞ（但撰者故有〻〻の考へ〻〻）民部卿
孔明法師の忠誠をたゞ〻〻しむるを謂ふべきやおとゝしもあり乃ん
是又久〻〻秘せる事不能況や所詮の地に等しき甲陽の旅
なるやや何て一月と満ずかゝるせんや可見奥平当一角の紙幅
〻〻に歟過せり又法家の記録を考るに皆月を踰たり〻
知之と云へ拙ハ如形の法恩を以て仮言葉遣戒とし〻んや
〻〻誤あるべき事是を以て知るべし〻〻
天正六年三月不識院諱信蕚逝去〻〻（或号不識庵心光諱信也）依之三部
宗尼と称する宗猶と國城寺〻〻神州大乱強机に干時宗丹嫡
宗尼を補佐〻〻十五日より府中へ移〻〻（十五日より上杉憲政神奈川城へ移し氏邦）
〻〻宗猶の迫留萩田之助と若丹後守城へ埋伏〻〻
乃の例の如り陸神〻〻こゝを突と云へ（旧記云神州府中為防備之故者とり処也）

紫〻に萩田氏時之孫十郎と云へり謙信に仕えて
既迫其後与惣之助と号し後年改めて与惣助と云へ書の波
部の文あり之を成敗あり拙ら府中
後年之助と号せると知るべし記せるに孫十郎と
書日惣次氏宗盛憲〻〻〻より田巻の大尾を筆記して云
佐渡の涯四方あり〻〻猶物所〻行年四十七にて三月中旬
年に天正十二年三月三日高坂弾正の家上書惣次氏宗
記せるに可笑の邪人と記せる三月上旬に記せるの書に中旬と
云〻〻死せる事成知て自分十五日に書き出せ〻〻
撰者迷〻〻斯記せるあらん屋敷原物語ハ何て外記小幡
条の三箇条の追加せる如き是物語成
或ハ統漏〻〻或ハ相違〻〻世に於る事なん

右上中の巻々軍鑑に関係する事を信用せざる疑敷
きもの多きは世に彼此実と比べ抜て信ずの事なれとも
知難き事なれ共且は巻々を以て本書の誤謬を考
知るべし扨後軍鑑を用ゆる人は是を比べ出す事の有るべき
記なり
以前上中の両篇は本書軍鑑の巻毎に一二箇揚るべき
指掌なるべし又第一満足なる支掌に計無の沢山なる意
〻を記されたれ共不知は書揚るべきを省略
支有るべし
以上本書軍鑑廿二巻の巻毎に誤謬有之載る者也

甲陽軍鑑辨疑巻之中終

甲陽軍鑑辨疑巻之下目録

一甲陽軍学惑大勝星傳支付信州戸石合戦之支
一河越城之支
一廣瀬三科辻武勇争論付本書惑説之支
一甲鑑雖多異本可用古板支
一甲陽軍鑑管見抄惑偽之支付中興源記之辨論本書
軍鑑秘傳之支
一地蔵峠合戦之支
一宇佐美氏河中島合戦辨論惑偽之支
一同謙信宿営善光寺詐説之支
一典厩信繁戦死之場種々有惑説支
一甲陽軍鑑小幡景憲先生述作之支付宇佐美星管見

説支　本書全体有秘傳支
一本書雖有誤記可用之付軍鑑本意之支
一武田小幡原戦記本書該落脱多支付諏信氏乗上武戦
脱漏之支　本書記偽記恐説所以之支付軍鑑文義
多分有隠語支　甲陽軍鑑可辨奥儀支付三箇條秘
傳支
一本書之戦記悉取容物以隠語記付河中島合戦評判皆
妄説成支　板垣與伊奈元合戦露脱文支

甲陽軍鑑辨疑卷之下

上西篇條論

諏曰甲陽軍鑑ハ載セル信州戸石の合戦ハ山本晴幸大昌
の秘術ニ成ル〳〵歟城〳〵ハ南ハ向キ〳〵ハ陸ハ信玄猶利
を得ル〳〵ハ云フ〳〵ハ也ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

戒場大師の門弟なるべし何て此戒の三
世をいふ事無かるべし何て此戒の三世
謂もんや是実に大師の秘法なるべし聞知せる術を
尋ねゝ如斯惑乱世間ふ況や時世の大師の法術行ふな
んと謂わゝ大師世にいまゝ傍偶の水偶を深り咒法の奇術
を為の様に因て記とおもへ人の所名四本ゆゑ世に教せた
特本ゆゑ世に世のせまり且つ信仰あるこの様に世に有るのせ
ゝと謂わゝ軍鑑中何て見る所んやゆゑ所謂惑信な
る為ゝ後学の君子如是の事心我為ゝ考え為べし
如此学問記して曰後陽成帝の三十三間の堂城いらゝ
後白川の法皇の建立させ給ふと云り年盛久の事
なゝ九国記城考ハ長承元年三ゝ鳥羽法皇の初
建立し三十三間の堂城造り一千

一体の仏城安置ゝ奉ると後白河院ゝ久寿元
年雅仁親王ゝ号ゝ帝位ゝ後白河と号ける羽
上皇三十三間の堂造立ゝ長承元年ゝ始ゝ二十余年
日及為り本書ゝ如斯世間ゝ考ふ無ゝ為ゝ
旦後赤小鳴呼の業ゝ為ゝ本ゝ祖場後白河ゝ記ける
記ゝ島羽と改ゝ軍盛令弁の過を補ふ事城得ゝ
後ゝ斧刃の下ゝ受ゝ為ゝ必ゝ生ゝ疑城ゝ人を
殺ゝ手鑑の理ゝ通ゝ為ゝ人を待ゝ城ゝ
為ゝ

大内氏民守初源五郎為ゝ対武州ゝ為ゝ親ゝ在任ゝ松山城
事所ゝ城ゝ時出ゝ守ゝ又ゝ板小条団国ゝ城ゝ戦ゝ為ゝ
戦為ゝ後多目来氏帝城護衛ゝ出ゝ入ゝ

いえり生駒親正信長也諸〻生山城者〻山城按ず
のすべし（皆上軍艦の隠）和ら尚ら堺山ら敵ら屬一味方に將兵為紙ら
御〻交ら生ら城ら見ら出ら見（あり）軍艦中に生ら手海城海
せり皆也〻松山ら上松多賀ら上松ら山城作して永禄ら多み
小原ら城海ら生ら元り御ら見ら何ら毒の流
天正元年の比廣康三科辻當の三葉五ら武男城幔〻〻
爭論ら為ふ間の辻信ら諸廣康三科の西宗ら論議〻あ
ら某の父六郎ら陽ら十年ら長ら為ら信州別の嶽城麦の松
当多ら於〻名誉の勇士原清別ら立合生陽城者ら生して
戦死生ら戦生ら戦の那世接雑ら〻〻原原清記之
て伝ら接ら〻〻手御引ら生ら流ら清の後生ら由城勢り
論議生ら老ら伝六郎ら陽ら為ら信ら隠者ら

津梅の二十八隅美京の十六隅ら暑〻〻脈山〻ある丈ふり
且此間ら歌〻ら且ら此ら味方ら此ら〻の詠ら間ら生戦物
也記〻〻原何ら誉ら城生もんや生ら多ら流ら原ら
ふ〻〻信ら生ら生ら生ら又味方ら間ら置原清ら戦
ら生ら見松間原盤の惑説ら為ら山説ら知ら生ら
寓ら原甲陽原盤ら頭生ら生ら巡ら〻〻寸本ら二十三
卷ら本ら二十卷ら原是後人和ら の得ら〻〻戦ら信
後〻の説御ら〻〻偽ら多ら用ら手ら生ら土本千三卷
是原憲先生ら此作ら生ら其正信城ら城ら戦
後〻後後自ら生ら〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
甲陽軍鑑管見抄ら安ら生ら〻〻〻〻〻〻〻〻

の中ゆゑ本末を鑑て信玄の実孫なりと筋目一刻え
信玄恒久武異我なりと称し深秘の事を行つゝ用えひ
ゆえり氏邦武雄異皆古法より不出さるハなし此を別独
り伝承して自称して初て鑑物ハ信玄の実孫なりと
おもへるゆゑ世の事の故を書るに不足と云へと深秘の中ハ
信玄奥義とし多ひ且氏邦自家を伝承せるなれハ
諸国伝の人の伝絶あり不見我宗憲先生記しの通我
信玄を中興開祖と称して実孫なり信玄ハ
いへとも宗憲ハ深家なりつゝ氏邦と
ゆゑ我祖なれハ又氏邦
の中ゆゑ知無し氏邦ハ同祖なれ共実ハ伝
なりし 紫吉ハ
主奥我石勿論なり

宗憲ハ迫来中興開祖と号せるの中なり 宗憲の祖ハ伝
後人作り偏ゆゑ無し氏邦ハ実孫なるゆゑ理義なり文弥是
し信玄伝ゆゑ如斯異説の中我ハ武田の異説とし
や元宗憲ハ紀中の号我設〻紀〻 宗憲ハ
〻後人設是我説なり
なる家〻紀なる場中の事鑑を甲陽ハ実孫なり
る憲〻諸の官員の説を色〻〻千歳の異説なる地を
中〻号我説なれ百倍なるとの地
本末を鑑の紀なれ二五七二五千の度或後ハを以て流人
の中ハ小親石親我知るとハ紀日侯世を伝ゆるとの多
〻〻と悪〻憲説我信甲〻を本傷を亡えり氏邦我
撰〻ハ〻〻色我伝説を無ものや

業平は地蔵堂の一郭なり天文廿一年より始まる北戰の初文
日曰蒲倉地蔵堂神社の西南の勝戦拾遺引退てこれよ
こまとの仰ゝ是戦場と見へ為り依て其間
北戰の初發戦為者希ふり金剛の秘如の耳鑑と号せ
る神名の北戦の年月は詳ゝ云時歟切きもの
不見とこゝ一門の知識人の名為所あるとも也先生北戦を
秘ゝ生ゝ国ゝと記ゝ後ハとも戦名知推ゝ諸国とする
支藩は後学の遺孽(イツ)なり如此ハ多へ
宇佐宮宝祐と云為ふり河中島辯論戦場を平に謂く信
玄蒲倉の為は戦敗まして市鄰川陣家は吉山と号きハ上杉
先隊逐戦進撃為ふりこゝ如敵く武田信盤を加の將上山
陸り戦ゝ信玄の為戦敗ゝ信玄危ふ戦場

為ふと云ハ説謂ふ実為ゝ是書を捜て説ハ作ふ者や凡ま
鄰川ハ西条山小近きゝゝ戦場の方に至ゝ拠る時ハ信玄勝め
西条山向ゝ戦し敗まるたのゝぞんハ市鄰川城濠ゝ退る
ゝ戦場ゝ市鄰川と隔ある為ハ生地戦見きまハ知るつの
ふ日国河中島小吉山と号きるふ為ゝ拠る時ハ説信玄まる
為ふゝゝゝゝ喻ふ濠牛の戦城濠ゝ東山の戦を
以ゝ西の地形小合きるこのゝゝ
の能ある方又知る為ゝ
同書云河中島の戦号ゝ謙信摩りを濠ゝ善光寺小進
為ふふ事三ゝ云ハ軍盪ハ甘(軍盪ハ甘ハ善光寺の名)ゝ生説ふ云善光寺上ゝ為ゝ
謙信濠牛小戦切の登山城場ふ云為ふ為ハ生中小謙信撃為
為ゝふふ如の歟書を閲ゝ謙信獨ふ為梨山よの忘説知ふ

且諏信三百善光寺に宿営する事は知るとおこの度実説は
まるに諏信家臣ふ〻まるく善光寺に学問するの文ふし
又善光寺にはかるく軍は武にあいるとも
はなはだ善光寺にはあるく
はなはだ文に見へ実説なるは
言葉宿営するの説掠とまるに
諏にこそ載せに信く諏学の
其書曰 文草行〻〻書之

去十日於信州河中島武田晴信逆一戦之刻数骨を比類
殊親族被官等牛個を数多為討捕得
大利年来達年望是又武蔵之忠節輝虎
中あり忠節深〻を賞忠信事 角愛に於諏言
九月十三日 輝虎書判

如形河中島の善光寺は宿営とするの證據とするに不足なり
此感書を見て河中島の諏訪の諏訪の必勝とを〻〻の信
の軍の数画なり世に流布する知るべし皆上杉と義家
諏利を得るの由を記すより世に多くこれ有る故以てこれを
の世に
宿河中島の正史に三枝胤説の出処の典厩寺と
いふ寺に信く後人接の志説を記〻〻多く武田信繁
此処に出るく戦死とあり 中堺墓碑 薬師寺 典厩造立とも
此説大なる偽説なり典厩戦死所の所も出堺墓碑なるを以て
死を堺と称せは上田原又義清の墓所の西方に信玄
墓所より近江に実盛の塚あり是以て典厩の討死三枝胤

弘きを学ぶべし

従是不論本書之偽説而用明哲学之良幹矣

元甲陽軍鑑なる系憲先生の（或記有昌黒也雑記小幡系譜作系憲也）編る如り

〳〵実なる高坂の著たる処に紀年に世上に流布

して云系憲なる文字を誤く此軍鑑に清書せるを賢て

世叔姪の親み禅僧なり〳〵或なる古怪神引或なる草城神て

軍鑑に全部たるとしり系憲なる文字を知るて人の所に

秀吉記〳〵高坂を信じり性格決定紀云高坂此志編

ろ初まりと大蔵なる〳〵清書せしめと少へり是を皆系

憲先生の所為なりとのや恐く知まるより清書知まり

中巻及下巻三編本彼己巻を異の為りまして悪く先

生の著たる所なり掘り軍法之巻を己高坂弾忠の著なり

先生映年を及く〳〵追加〳〵書に掘出先生既年

を慶長なる門人なる己に掘物を出先生既年

己に掘物なりとのや系憲なる文字なりと云ふ偽所り

于茲宇佐原宮彩と僧へる悪所り甲陽軍鑑の偽説犯り迷

惑三三に拳て〳〵己に掘物甲陽軍鑑に掘り迷る若きして

己に掘物なり後学の貴蘖に書こり大なるなり〳〵誤事

被を元載國の補佐なるし豫州先行の系孫なり故り

管見の説に〳〵疑し紀度三三に知て全く出為なる

事に知方知方に掘拳人なりと欲して余に掘る事能こき

廃敗の学なるを侵なるなる努り掘福怒に掘物なるの孫なる失管見

なる掘為も是に掘為もの孫なる迷忘〳〵為に〳〵心に掘して

生に掘物なる全く掘る度能いなる況や軍鑑の本意に掘なるに

故なりや是我慶長偏癖の業力を免れざるが如形と云度
も不知自己を信ぜず好惡我生を免れず汁液啜り生実我不食若
生流る事如蛇蝎や斜なるも可食惡怒しかへて獲免れとの
なり 聖世の中陽の名我を称する生を偽我不来
なんと生錦我洪きんや且他人の故なるべき罪責るを不足
凡中陽事繼り歴代の遺言と温恭を必然出我放擲
生を無のごとく亦京憲先生我説無かく彼文公の楚辞我説を
る我不徳や未錯を決しかの如形況や
本朝近世の人とおのれおや往昔淮后源親房卿を左史時学ず
しかし藤原朽我撰しか代皇道の拙式なれ共形出かを亦誤謬
なり唯故例のみ陽ふて宮藤の遺言なるとを生我舎なれ
なりとて又彼今綱以て蘊文筆名と称せる為の出我以て祝撰とする

儒なり 祝所々を南朝の名佐しかし中代の皇統の顧慮を慨
見を撰るふとしかと 安出藤原朽と大全の我を 時時戦国の惹を者て時く出家を
者鑑なる事紀なるかしかし 闘ふ見我学紀を放を祖を誤謬な
ちを紀をしかと今の陳かし 祝を通を甲申の如なり生甲陽事
謬を亦紀るの如し 景憲先生を大乱の場の出て見我撰るの内家
々の陽孫系譜亦に把握し或を兵藝の秘福の雖かし未々世
の流泮なるに遠ひかし 故先生を薦く考る事不能なり生慌
富を祝つ感し 信玄の我記のみ他邦の長所我法話なる
の如しかし多く大道失なり紀里といふとを全く斯家憲我誇誣を
聖のかを元先生の見我撰の如云を故実我記録して史書の
類なるを紀家第後我編集して世人の耳我聞しかへとを紀に
徳我我庚立して武田我生ハしかへとを抑揚を奪の事我

[illegible]の事蹟の志傳我亦[illegible]と思ふ[illegible]先生の如き
[illegible]但後世[illegible]世人の情我亦[illegible]
[illegible]兵法の[illegible]誘引せんと欲せる[illegible]
世は是我不知唯[illegible]と其書我伝[illegible]
自己の好む所[illegible]先生の[illegible]
[illegible]我漢せざるんや
或説に云小豆原長時信玄と戦ふ度軍陣に後陣せる事
多くして且信玄長時の為に困[illegible]度[illegible]
余と[illegible]被[illegible]傳我見るべし如此[illegible]
我為[illegible]事長時の支[illegible]陣中に戦の
甲陽軍鑑を以て高坂の自記とおもふの如き適々彩の
書我視錯せる若[illegible]

我が事の[illegible]十分[illegible]
[illegible]
[illegible]

あり知るに人皆知る所なり右我が先祖を以て思ひ図るべし
思ひ図るべし　剖えて生を忘れ雖適に死の安を視て終の
時業成り事成る凡軍法兵略の業成り
こゝに成　亦宮　隈部成り　軍法の業を伝授して名を称する人物　国隈部の業を伝授して名を称する人物　以て事法の
業の始を問ふべし

の戦記多くは事実を知らず多くは虚説を採りて誤伝を加ふる事
なれども人々の物語を聞き伝へ世に遺るべき書籍の秘説を以て
斯書実録の後人の例とならんと勿論なれども世に漏さんいとゆかしき
事なれば実録なる故に世に知られざる事共一向に知れ難
き恐れにて或御秘の中より出し一章を抜萃して記載
せるものなり是上文に萩原板垣城諏訪城落城落城
ハ是迄物語り載せし所なり剃え戦死逃世の説も
世人氏信ずと雖ども附会の説多し今此書に著して萩原の存
せし理由を其儀の始末なり是以て上四ヶ所を以て諸説
の理由を知るべき事なり或書

実録明白なる故載せるものなり板垣実録なる故
是を参考として加筆すべし後の巻に
の記事を此処に
或御秘の書の内上巻に曰
戦ふ事を
なるに従て
伊勢流れ
右の方小山の方に
迫せて今
進せる故
見るの中入れる方に
多数
自分
なり
彫り物
萩原
殿の
九郎次郎の

人数隠引揚るに九郎次郎の討死多の時なりれば去程バテと
なりて一旦引揚る成人々是迄引揚ぬ時は板垣兵衛尉の支
ゑ[illegible]く[illegible]る成扣く問いまし九郎に任形の通り河田九郎と云者
来る[illegible]薙原の風情告[illegible]い板垣殿の[illegible]引揚れ
す[illegible]を[illegible]遅る四方[illegible]薙原も見[illegible]て宜
中[illegible]我先と伊奈の者共の[illegible]
縁を[illegible]通り我風を恵[illegible]の儀擬ん
変[illegible]
[illegible]軍法の[illegible]
[illegible]討死の支度の器[illegible]
[illegible]我股脇[illegible]
[illegible]

[illegible]任形の生涯[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

甲陽軍鑑辨疑跋

有物欲究其推敲則議論數起而漸解之勝劣文生而熟訂之竟透徹其玄乎亦是學問切磋琢磨也蓋甲陽軍鑑者景憲先生假稱高坂之名述之吏以諺話俚語而已人不識之要妄弄之得逸格者須等抱宋人燕石空待乎實學之味衛肤者當同學卞和之所刖終呈真乎予嗟歎之將教可其疑者疑之使可其辨者辨之冀萬言之一後學之使必分以言害理矣

惟時寶永二仲秋於武陽長井庄隱賓自贅書尾

甲陽軍鑑辨疑卷之下畢

国立公文書館
National Archives of Japan

宮内省図書寮文庫
宮内省図書寮文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan